

件名	愛媛県輸入促進地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例	
主管課	税務課	
根拠法令等	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成18年4月26日公布、同年5月29日施行）	
<p>【廃止の概要】 愛媛県輸入促進地域における県税の特別措置に関する条例（平成8年7月12日条例第18号）の廃止 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成4年法律第22号）が、平成18年5月29日に廃止されたことに伴うもの</p>		
施行日	公布日	
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 「愛媛県地域輸入促進計画」の概要</p> <p>(1) 公表年月日 平成5年7月13日</p> <p>(2) 輸入促進地域 松山市、松前町</p> <p>(3) 計画の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際産業交流の促進による国際化の促進 ・ 四国及び瀬戸内経済圏の輸入拠点 ・ 物流効率化による産業の活性化 <p>(4) 輸入促進基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛国際物流ターミナル（物流高度化基盤施設） 整備済み（H8.1） ・ 愛媛国際貿易センター（輸入促進高度化施設） 整備済み（H8.3） <p>2 県税の特別措置</p> <p>(1) 適用区域 輸入促進地域（松山市、松前町）</p> <p>(2) 対象となる施設</p> <p>ア 荷さばき施設、保管施設</p> <p>イ 展示施設、見本市場施設、研修施設、会議場施設</p> <p>ウ 卸売・運輸業者が利用する事務所等</p> <p>(3) 施設の要件</p> <p>ア 対象施設（駐車場及び設置者が使用する事務所を除く。）を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3億円を超えるもの</p> <p>イ 対象となる部分の床面積が、家屋の全床面積の2分の1以上を占めるもの</p> <p>ウ 会員制施設、風俗営業の用に供する施設でないもの</p> <p>(4) 不動産取得税の不均一課税 軽減税率 0.4%（基準税率4%）</p> <p>(5) 適用期間 平成5年7月13日（地域輸入促進計画公表の日）から5年間</p> <p>3 不均一課税による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税 197,043千円（2件 アイロット分+アイテムえひめ分） 		